平成２１年（フ）第８９号
島根県浜田市港町103番地　浜田漁民団地１号棟147号室
債務者　宮前　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９０号
島根県浜田市港町103番地　浜田漁民団地１号棟147号室
債務者　宮前　京子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９３号
島根県江津市波子町ロ29番地２
債務者　岡本由美子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９８号
島根県江津市有福温泉町971番地３
債務者　川上　郁代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第７３５号
静岡県焼津市上新田683番地の２
債務者　藤田いつ乃
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４号
北海道帯広市西17条北１丁目49番３号　メゾンＫ102号室
債務者　工藤　隆志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
北海道足寄郡足寄町南６条５丁目23番地、住民票上の住所北海道中川郡本別町上本別28番地９
債務者　高橋　　強
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
北海道帯広市西12条南15丁目３番地３
債務者　村瀬　彰一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
北海道帯広市西12条南11丁目１－２　レオパレスウィン101号室、住民票上の住所北海道帯広市西21条南４丁目12番地25
債務者　池上めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
北海道帯広市西16条北２丁目29番12号
債務者　福嶋　大真
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
北海道帯広市西16条北１丁目15番地32
債務者　淺野　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
北海道帯広市西８条南32丁目１番地16
債務者　道端　祐介
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
北海道帯広市南町南八線29番地　南宿舎１号棟２階７号室
債務者　三浦　則子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
北海道帯広市西24条南３丁目46番地15
債務者　中村　光一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
北海道足寄郡足寄町西町３丁目１番地の10
債務者　佐藤　加代（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
北海道帯広市西17条南４丁目２番15号　エスレイアⅡ・202
債務者　伊藤比呂美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係